

大学等連携集落活性化実践事業補助金

糸魚川市では、市内の集落又は複数の集落にまたがる地域若しくはそれらに準ずる地区（以下集落地域という。）において、住民と連携して大学、大学院、短期大学、高等学校及び高等専門学校が行う地域活性化の調査研究並びに実践活動を支援しています。



1 補助対象事業

次の2つの項目に該当する事業を補助対象事業とします。

- (1) 大学等が学校教育活動の一つとして、集落地域との連携で行う実践活動であって、集落地域の活性化に対する効果と継続的な活動が見込まれる事業です。
- (2) 次のいずれかに重点をおく事業とします。
 - ア 集落地域活性化施策を提案するための調査研究
 - イ 集落地域の住民と市外都市部住民との体験交流
 - ウ 集落地域の行事、祭及び共同作業の支援
 - エ 集落地域の資源を生かした特産品等の研究開発



2 補助対象大学等

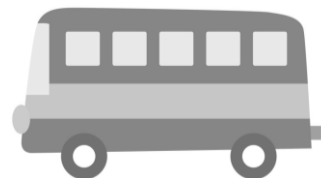
大学等に所属する教員が指導するグループで、次の各号のいずれかに該当するものとします。また、構成員数が3人以上のグループとします。

- (1) 大学等に設置されている研究室、ゼミ又は学級
- (2) 大学等が教育活動の一つとして位置付けているプログラムによる活動グループ

3 補助対象経費

活動に係る宿泊費又は施設利用料、活動に係る旅費（事前調査、打合せ又は現地調査に係る経費を含む。）、活動に必要な機器材又は施設等の借上料、活動協力者に対する謝金、活動に係る通信運搬費又は消耗品費、活動に係る資料又は報告書の作成費

（注意!!）別に国及び県から当該事業に対し助成を受けている場合又は市が運営補助を行っている他の団体から助成を受けている場合は、補助対象経費から当該助成費を除くものとします。



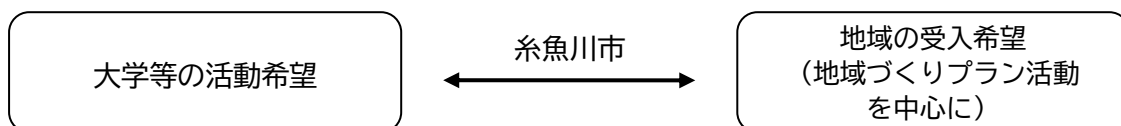
4 補助率、補助上限額等

- ・補助率は、1団体につき補助対象経費の2分の1以内の額です。
- ・補助金の下限と上限は、50,000円以上400,000円以内とします。
※補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てます。

5 申請までの流れ

(1) 大学等と地域との引き合わせ

- ・地域の活動プラン（地域づくりプラン）を中心に、大学等が希望する活動ができる集落を探し、マッチングを行います。
- ・糸魚川市ホームページ（地域づくり活動支援事業ページ ※地域づくりプラン関連）
<https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/chiiki/1303.html>



(2) 大学等と地域との活動合意

- ・大学等と地域の双方において、活動の合意が必要です。
- ・直接的、又は、市を通じて間接的にお互いの活動等を確認します。

(3) 補助金の手続き

活動の前に補助金交付申請が必要です。また、活動終了後には実績報告書の提出が必要です。申請は年度毎に申請、実績報告が必要です。

ア 補助金交付の申請（事業計画書、収支予算書）

イ 活動の実施

- ・補助金交付決定通知の後に、活動を開始してください。
- ・実績報告のために、補助対象経費の領収書や事業写真等をしっかり取っておく必要があります。

ウ 実績報告書の提出（収支決算書、効果報告書、経費の証拠書類※領収書等、活動写真）
（注意!!）補助金の支払いは口座振込になります。申請者と口座名義人に相違があるときは委任状の提出が必要です。（申請者が口座名義人に対して補助金の受領を委任）。

6 活動報告等

市が主催する報告会等で活動内容を発表してもらうことがあります。



お問合せ先

新潟県糸魚川市総務部企画定住課地域振興係

住 所 〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

電話番号 025-552-1511（代表）、FAX番号 025-552-1090

E-mail kikaku@city.itoigawa.lg.jp